

公立大学法人横浜市立大学職員特殊勤務手当要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（平成 17 年 4 月 1 日）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類並びに支給を受ける者の範囲、額及びその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日額 職員が特殊勤務手当の支給対象となる業務に実際に従事したとき支給される 1 日あたりの額をいう。
- (2) 病院 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターをいう。
- (3) 正規の勤務時間 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第 39 条の規定による勤務時間をいう。
- (4) 深夜 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。
- (5) 宿日直 公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 8 条の規定による宿日直勤務をいう。
- (6) 所定の診療時間 平日の午前 8 時から午後 5 時 59 分までの間をいう。

(特殊勤務手当)

第 3 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとし、その支給対象、業務内容及び支給額は別表に定めるところによる。

- (1) 夜間看護業務手当
- (2) 年末年始勤務手当
- (3) 時間外手術等従事手当

2 前項に定めるもののほか、非常災害の場合その他理事長が特に必要と認めるものについては、その都度定め、特別業務手当を支給することができる。

(支給の始期及び終期)

第 4 条 特殊勤務手当の支給は、職員が支給対象となる業務に従事した日から開始し、支給対象となる業務に従事しなくなった日の前日をもって終了する。

(実施細目)

第 5 条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(支給期限)
- 2 別表中備考 2 に掲げる加算については、当分の間支給するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の公立大学法人横浜市立大学職員特殊勤務手当要綱の規定は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

別表

種類	支給対象又は業務内容	支給額	備考
夜間看護業務手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	勤務 1 回 5,000 円	1 その勤務が 1 月に 8 回を超える場合は、8 回を超える勤務 1 回につき 500 円を加算する。 2 その勤務が 1 月に 9 回を超える場合は、9 回を超える勤務 1 回につき、前記の 500 円に加え 3,500 円を加算する。
年末年始勤務手当	病院に勤務する職員が、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間に正規の勤務時間	1 12 月 31 日又は 1 月 1 日に勤務を開始した場合 勤務 1 回	

	(勤務時間規程第11条の規定により休日の振替をした場合を含む)の勤務又は宿日直を開始した場合	5,500円 2 12月29日、12月30日、1月2日又は1月3日に勤務を開始した場合 勤務1回 4,500円	
時間外手術等従事手当	公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程の適用される職員が、所定の診療時間以外の時間において開始された緊急に行う手術に従事した場合	1回 5,000円	3 医科点数表第2章第10部手術の通則の12並びに歯科点数表第2章第9部手術の通則の9に掲げる手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準を満たすものとして届け出ている診療科に限る。